

賞味期限・包材対応セミナー

EU新包材規制対応と包材を通じた賞味期限延長

DNP

未来のあたりまえをつくる。

2023年11月17日

大日本印刷株式会社
Lifeデザイン事業部 ビジネスクリエイションセンター
サービス開発本部 環境ビジネス推進部

- DNPのご紹介
- 食品の変質要因
- 賞味期限延長を実現する包装技術
- 欧州の環境政策の流れ
- 欧州の包装及び包装廃棄物規則案
- 賞味期限延長と環境配慮を両立したパッケージ

DNPのご紹介



創 業：1876（明治9）年10月9日

資 本 金：1,144 億 6,400 万円

売 上 高：1 兆 3,732 億900 万円

従業員数：36,246 名

（2023年3月31日現在・連結）

拠 点 数：営業拠点 国内 34, 海外 24

生産拠点 国内 57, 海外 16

（2022年7月末日現在・連結）

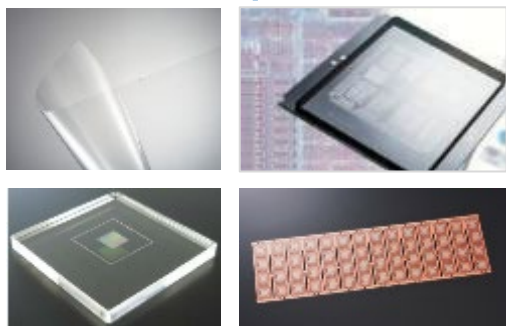


DNPの事業分野

DNP

エレクトロニクス部門

15% 2,035億円



ライフ＆ヘルスケア部門

33% 4,513億円



スマートコミュニケーション部門

52% 7,202億円

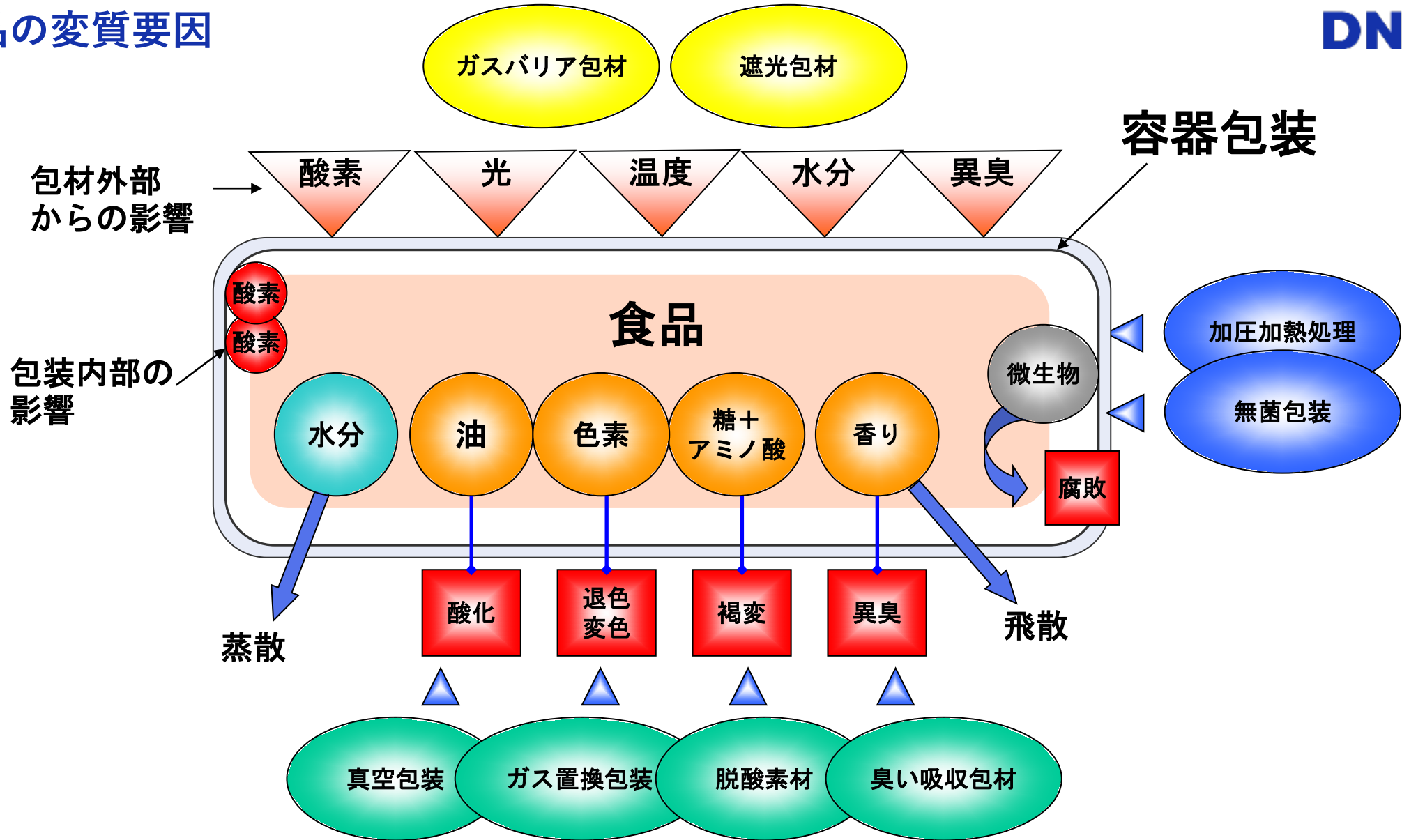


売上高
1兆
3,732億円
(2023年3月期)

2023年4月から新セグメントに変更。
2022年度実績を新セグメント別に調整した数値を掲載。

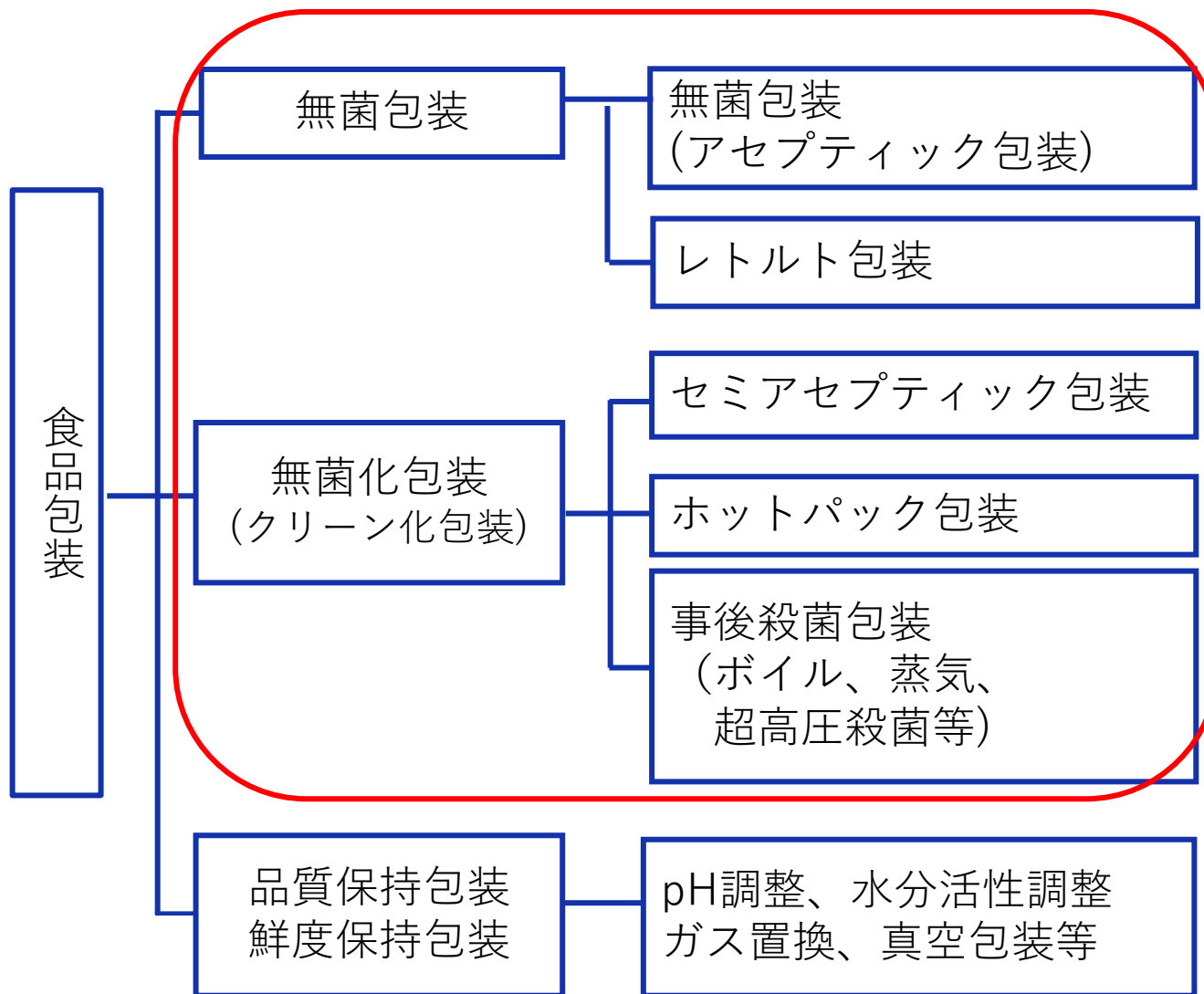
食品の変質要因

DNP



賞味期限延長を実現する包装技術

DNP



具体例

飲料(紙容器、PETボトルなど)
乳製品、だし類、ソース類、
果汁原料、ポーションミルク
など

カレー、パスタソース、
その他あらゆる食品

無菌化米飯、もち、
ロングライフ総菜

飲料、酒、調味液、その他

ゼリー、ロングライフ総菜

食肉、ハム、ソーセージ、
茶、菓子



2015年 循環経済行動計画（EU action Plan for the Circular Economy）

- ・プラスチックや食品廃棄物などを優先分野とし、製品の製造から廃棄物処理までのライフサイクル全体や二次原料市場等に関する取組みを盛り込んだ。54の具体的な行動を策定。

出典：欧州委員会ホームページ

https://environment.ec.europa.eu/topics/circular-economy/first-circular-economy-action-plan_en

2018年 欧州プラスチック戦略（European Strategy for Plastics in a Circular Economy）

- ・循環経済行動計画の一部であり、環境保護、海洋ごみや温室効果ガス排出量、輸入化石資源への依存度の削減を目的としている。
- ・2つのビジョンと14の目標から成る。
- ・2030年までに欧州で発生する廃プラスチックの半分以上をリサイクルする等の目標を掲げている。

出典：欧州委員会ホームページ

https://environment.ec.europa.eu/strategy/plastics-strategy_en

2019年 欧州グリーンディール (European Green Deal)

- ・ EUを世界で初めての「気候中立な大陸」にするという目標達成に向けたEUの環境政策の全体像を示したものの。
- ・ 「経済や生産・消費活動を地球と調和させ、人々のために機能させることで、温室効果ガス排出量の削減に努める一方、雇用創出とイノベーションを促進する」 (フォン・デア・ライエン委員長の発言)
- ・ 経済のあらゆる分野が対象となっている。

出典：EU MAG

<https://eumag.jp/behind/d0220/>

2020年 新循環経済行動計画 (new Circular Economy Action Plan)

- ・ 循環経済を促進する製品の設計、持続可能な消費、廃棄物の発生抑制及び資源の再生利用を目的としたものの。
- ・ 持続可能な製品政策枠組みが提唱されている。
- ・ 欧州グリーンディールの中核と位置付けられている。

出典：欧州委員会ホームページ

https://environment.ec.europa.eu/strategy/circular-economy-action-plan_en

2022年 循環経済に関する政策パッケージ

Circular Economy Package of 30 March 2022

Making sustainable products the norm in a more resilient Single Market



- ・新循環経済行動計画に基づく持続可能な製品政策枠組み。
- ・持続可能な製品のためのエコデザイン規則案を中核としている。
- ・本規則案は製品情報を電子的手段で集約した「デジタル製品パスポート（DPP）」の製品への添付も義務付ける。
- ・政策の一環として包装及び包装廃棄物に関する規則案も発表されている。

出典：JETROビジネス短信

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/04/a08c5c6a05bd0c33.html>

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/12/73e83f465cadd0cc.html>

出典：経済産業省 第3回 成長志向型の資源自立経済デザイン研究会 資料4

https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/shigen_jiritsu/pdf/003_04_00.pdf

欧州の包装及び包装廃棄物規則案

主要要素



Prevention and reuse – Packaging minimisation (Art. 9 and 21)

廃棄物の排出抑制目標（2018年比）

- ・ 2030年までに－5%
- ・ 2035年までに－10%
- ・ 2040年までに－15%

○付属書に定める基準に基づき、包装の重量及び容積がその機能に対して最少となる様に設計しなければならない。使用する素材も配慮すること。

○誤認性のある包装を禁止する（二重壁、上げ底等）

欧州の包装及び包装廃棄物規則案（排出抑制と再使用-不要な包材の禁止）



Prevention and reuse – Ban on unnecessary packaging (Art. 22 and Annex V)

○付属書 V に記載の使い捨て包装の流通を禁止する。

※付属書 V は改正の可能性あり。

< 禁止対象の包装 >

- ・まとめ売り用の使い捨てプラ包装（集積用フィルム、シュリンクフィルム等）
- ・青果物用の使い捨てプラ包装（1.5kg未満が対象。網袋やトレイ等。）
- ・ホテル/レストラン/カフェで提供される飲食料品向け使い捨て包装（皿、カップ等）
- ・ホテル/レストラン/カフェで提供される使い捨て小袋包装

○その場で消費される飲食料品用包装については特例措置を設ける。

- ・適用日（2030/1/1）
- ・小規模企業や技術的に難しい場所については除外する可能性あり。

欧州の包装及び包装廃棄物規則案 (排出抑制と再使用-再使用可能包装に関する要求事項)

Prevention and reuse – Requirements on reusable packaging

- 下記を満たす再使用可能な包装の流通を図ること (Art.10) 。
 - ・ 標準的な使用条件で何度も繰り返し使用できる。
 - ・ 全ての衛生・安全規格を順守し、包装や内容物を損なうことなく再充填できる。
 - ・ 付属書VI Part Bに定められた内容に従い、再生できること
 - ・ 廃棄の際にリサイクル可能であること
- 再使用可能な包装を流通させる事業者には再使用のためのシステムの設置を義務付ける (Art.23、システムに関する規定は付属書VI Part Aに記載(Art.24)。) 。
- リフィルステーション (再充填場所) は付属書VI Part Cの規定に従うこと。
充填用の包装を提供する場合、無償提供しないこと (Art.25) 。

欧州の包装及び包装廃棄物規則案（全包装の完全リサイクル対応化）

DNP

Full recyclability of all packaging by 2030 (Art. 6)

- 委託法令の公布から36か月後には、全ての包装はリサイクル基準に適合した設計であり、リサイクル可能でなければならない。
- 委託法令の公布から36か月後には、大規模でのリサイクルが確実に出来ていなければならない。
- リサイクル適合設計の基準は最新のリサイクル設備を考慮し、全ての包装材料に対して設定する。
- リサイクル適性グレードA～E（付属書IIに基づく）のうち、Eは流通不可を意味する。
- 拡大生産者責任の負担金はリサイクル適性グレード及びプラ製包装におけるリサイクル材の含有率に基づいて決定する。

出典：経済産業省 第3回 成長志向型の資源自立経済デザイン研究会 資料4

https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/shigen_jiritsu/pdf/003_04_00.pdf

欧州委員会 委託法令

https://www.europarl.europa.eu/meetdocs/2014_2019/plmrep/COMMITTEES/ENVI/AMC/2023/10-23/Item18-PWR_FINALCAs_EN.pdf

※例外規定あり（医薬品包装や医療機器等）

欧州の包装及び包装廃棄物規則案（堆肥化可能性に関する要求事項(Art.8)） **DNP**

○以下4種の包材は製品と共に有機性廃棄物として廃棄できる様に堆肥化可能でなければならない。

- ・紅茶・コーヒーのティーバッグ
- ・紅茶・コーヒーの個包装
- ・青果物の粘着ラベル
- ・超軽量のプラ製買い物袋

○その他のプラ製包装は全てマテリアルリサイクルしなければならない。

○有機性廃棄物の回収及び堆肥化設備を有する加盟国においては
軽量買い物袋は堆肥化可能でも良い。



欧州の包装及び包装廃棄物規則案（リサイクル材含有率(Art.7)）

○包材のプラスチック部分に含まれる市中回収プラ再生材の最低含有率を定める。
含有率は2030年から2040年に段階的に引き上げる。

包装	包材のプラスチック部分におけるリサイクル材含有率	
	2030年	2040年
プラスチック製飲料容器	30%	65%
食品接触包装		50%
PETを主とするもの ※使い捨て飲料容器を除く	30%	
PET以外	7.5%	
その他プラ製包装	35%	65%

出典：経済産業省 第3回 成長志向型の資源自立経済デザイン研究会 資料4
https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/shigen_jiritsu/pdf/003_04_00.pdf

欧州の包装及び包装廃棄物規則案（生産者の登録）

Extended Producer Responsibility (Art. 39 ff)

- 加盟国は包装の製造者が法を順守していることを監視するための登録簿を作成しなければならない。登録簿は容易に閲覧可能でオンラインで無償で公開しなければならない。
- 包装の製造者は各加盟国において初めて包装を市場に流通させる際には、国毎に登録しなければならない。
- 各加盟国の登録制度は他国の登録制度と連携できる様にすること。
- 各加盟国のEPR制度の報告データの精度と頻度を合わせること。
- 製造者の所在地以外の加盟国で登録する場合には代理人を指定することもできる。

出典：経済産業省 第3回 成長志向型の資源自立経済デザイン研究会 資料4

https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/shigen_jiritsu/pdf/003_04_00.pdf

欧州委員会 委託法令

https://www.europarl.europa.eu/meetdocs/2014_2019/plmrep/COMMITTEES/ENVI/AMC/2023/10-23/Item18-PWR_FINALCAs_EN.pdf

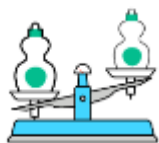
賞味期限延長と環境配慮を両立したパッケージ

DNP

環境配慮項目

DNP環境配慮パッケージング GREEN PACKAGING®

①減量化



- できるだけ使用する材料を少なくすること

②プラスチック以外の素材への代替



- プラスチック以外の素材に代替すること

③単一素材化等



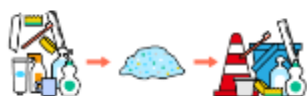
- 製品全体又は部品ごとの単一素材化又は使用する素材の種類等を少なくすること

④再生利用が容易な材料の使用



- 再生利用が容易な材料を使用すること
- 材料の強度を減らすこと
- 再生利用を阻害する添加剤等の使用を避けること

⑤再生プラスチックの利用



- 再生プラスチックを利用すること

⑥バイオプラスチックの利用



- 「バイオプラスチック性人ロードマップ」を踏まえ、
- バイオマスプラスチックを利用すること
 - 生分解性プラスチックを利用すること



チャック付き紙容器



ラミネートチューブ[紙仕様]



スーパーハイバリア紙包材



モノマテリアル包材



リサイクルPETボトル



リサイクル包材



植物由来包材 バイオマテック®



ロングライフ用液体紙容器



断熱紙カップ HI-CUP®

「未来のあたりまえをつくる。」

2030年 GREEN PACKAGINGの売上比率100%を目指し、
ステークホルダーの皆様とともに
環境に配慮されたパッケージを推進してまいります。





HPはこちら⇒



個別のお困りごとがございましたらお気軽にお問い合わせください。

未来のあたりまえをつくる。

DNP

「未来のあたりまえをつくる。」はDNP大日本印刷の登録商標です。